

京都市告示第 28 号

地方自治法第 243 条の 2 第 1 項及び京都市会計規則第 43 条第 1 項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公金の収納事務を委託します。

令和 7 年 4 月 1 日

京都市長 松井 孝治

1 京都市公金収納受託者の名称及び所在地

株式会社宮本工業所 富山県富山市奥田新町 12 番 3 号

2 京都市公金収納受託者に収納事務を委託した歳入の種類

京都市中央斎場の施設使用料及び手数料

3 京都市公金収納受託者として指定した日

令和 7 年 3 月 19 日

4 京都市公金収納受託者へ収納事務を委託する期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)